

広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六号

広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県看護師等修学資金貸付規則（昭和三十七年広島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条（修学資金借受者の資格） （略） 一（略） イ（略） （1）（5）（略） （6）地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十四条第二項第一号に規定する特定町村（保健師として業務に従事する場合に限る。） （7）（8）（略） ロ（略） 二（略）</p>	<p>第三条（修学資金借受者の資格） （略） 一（略） イ（略） （1）（5）（略） （6）地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十一条第二項第一号に規定する特定町村（保健師として業務に従事する場合に限る。） （7）（8）（略） ロ（略） 二（略）</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。